富山県高等学校体育連盟表彰規定

(昭和 28. 12. 5制 定)

(平成元年. 1.24 一部改正)

(平成 8. 1.24 一部改正)

(平成 14. 1.23 一部改正)

(平成 23. 1.25 一部改正)

(平成 24. 1.24 一部改正)

〈目 的〉

第 1条 この規定は富山県高等学校体育連盟の体育及びスポーツの発展、向上のため、特に功労のあった 個人及び団体を顕彰し、もって富山県高等学校の体育及びスポーツの振興、向上を図ることを目的とする。

〈表彰の種類〉

第 2条 表彰は、一般表彰、特別表彰、指導者表彰、功労者表彰とする。

〈一般表彰〉

- 第 3条 一般表彰は、次の各号の一に該当するものとする。
 - 1. 在学中、学校体育の発展、向上に尽くし、その功績顕著で他の模範とするに足る者。
 - 2. 各種大会で優秀な成績を収め、他の模範とするに足る者。
 - 3. その他、本連盟の発展、向上に尽くした者。

〈特別表彰〉

- 第 4条 特別表彰は、次の各号の一に該当するものとする。
 - 1. 全国大会で優秀な成績を収めた個人及び団体。(8位入賞以上)
 - 2. 国際的スポーツ大会において優秀な成績を収めた個人及び団体。
 - 3. その他、本連盟の発展、向上に尽くした個人及び団体。

〈指導者表彰〉

- 第 5条 指導者は、次の各号の一に該当するものとする。
 - 1. 全国大会で優秀な成績を収めた個人及び団体の指導者。(3位入賞以上、但し国民体育大会は除く。)
 - 2. その他、本連盟の発展、向上に尽くした指導者。

〈功労者表彰〉

- 第 6条 功労者表彰は、次の各号の一に該当するものとする。
 - 1. 各種の役員等を永年務めた者。
 - 2. その他、本連盟の発展、向上に尽くした者。

〈表彰の方法〉

第 7条 表彰は、表彰状及び記念品を授与するものとする。

〈表彰の時期〉

第 8条 表彰は、表彰委員会(別に定める)が定めた日にこれを行う。

〈推薦の手続き及び決定〉

第 **9**条 表彰を受ける候補者の推薦は、各加盟高等学校長もしくは各専門部長から所定の様式により富山 県高等学校体育連盟に提出するものとし、表彰の決定は表彰委員会が行う。

〈表彰の基準〉

- 第 10条 一般表彰及び特別表彰の基準は、次の通りとする。
 - 1. 一般表彰は、生徒数900名以上5名、700名以上4名、500名以上3名、500名未満2名 を原則とし、卒業年度を対象とする。
 - 2. 特別表彰については、当該年度とし、表彰委員会で選考する。

〈委員〉

第11条 この規定に定める者の他、必要な事項は表彰委員会が別に定める。

付 則

この規定は、平成元年4月1日から施行する。

富山県高等学校体育連盟表彰委員会規定

(平成元年4月 一部改正)

- 第 1 条 富山県高等学校体育連盟表彰委員会(以下、委員会という。)は、本連盟の発展、向上に尽くした個人及び団体を選考することを目的とする。
- 第 2条 委員会は、次の者を以って組織する。

委員長1 名副委員長1 名委員若干名

- 第 3条 委員長は、本連盟会長が行い、副委員長は委員長が委嘱する。
- 第 **4**条 委員は、富山県高等学校体育連盟の会長、副会長、理事長、副理事長、常任理事を以って構成する。
- 第 **5**条 委員長は、会務を統括する。副委員長は委員長を補佐し、委員長事故ある時は、その職務を代行する。
- 第 6条 委員会は、会長がこれを招集する。
- 第 7条 委員会は、役員総会に報告し、承認を得る。